

社会福祉法人むぎの会役員の 費用弁償及び役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むぎの会（以下「本法人」とする。）の役員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 本法人の役員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、社会福祉法人むぎの会むぎの子保育園職員旅費規程により園長級を支給する。

(役員報酬)

第3条 理事役員が理事長の招集に応じて理事会に出席したときは、その出席日数 1 日につき 3,000 円を支給する。

2 評議員が理事長の招集に応じて評議員会に出席した場合は、その出席日数 1 日につき 2,000 円を支給する。

3 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数 1 日につき、5,000 円を支給する。

4 理事長が必要に応じて設置する委員会へ委員が出席したときは、その出席日数 1 日につき 2,000 円を支給する。

5 役員と評議員を兼ねる者が同日開催の両方の会議へ参加した場合は第 3 条 (1) の報酬 1 回支給し、重複はしない。

(報酬との支給)

第4条 報酬は出席した日、又は費用弁償は旅行する日に支給する。

附則 この規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。